

商品概要説明書

カードローン（約定返済型）

（平成 30 年 7 月 1 日現在）

商品名	カードローン（約定返済型）
ご利用いただける方	○次のいずれかに該当する個人の方。 ・ 当 J A の正組合員の方。 ・ 正組合員以外で当 J A 管内に居住または勤務されている方。 ○ご契約時の年齢が満 20 歳以上 65 歳未満の方。 ○前年度税込年収が 200 万円以上ある方〔農業者（認定農業者・認定就農者・第 1 種兼業農家）の方は前年度税引前所得とします。〕。 ○ J A（他 J A を含む。）との間でカードローン取引を行っていない方。 ○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金用途	○生活に必要な一切のご資金とします。
契約金額	○10 万円以上 100 万円以内とし、10 万円単位とします。ただし、新規契約者の契約金額は 50 万円以内、新社会人の場合は 30 万円以内とします。
契約期間	○ご契約日から 2 年後の応当日の属する月の 5 日（休日の場合は翌営業日）までとします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、当 J A がその信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判断した場合は、さらに 2 年間延長するものとし、以後も同様としますが、満 65 歳の誕生日以降は契約の更新は行いません。
借入利率	○変動金利とします。 ○お借入利率は、毎月 1 日の基準金利（当 J A が独自に決定した利率）により、見直しを行い、毎月の利息決算日（約定返済日）から適用利率を変更いたします。 ○利率は店頭に掲示します。
返済方法	○約定返済 毎月 5 日（休日の場合は翌営業日）を約定返済日とし、前月約定返済日現在のお借入残高が 1 万円未満の場合は前月約定返済日現在のお借入残高を、前月約定返済日現在のお借入残高が 1 万円超 50 万円以下の場合は 1 万円、50 万円超 100 万円以内は 2 万円を返済用貯金口座からの自動引落しによりご返済いただきます。 ○任意返済 毎月の約定返済のほかに、当 J A 窓口あるいは県内の J A バンク A T M から貸越専用口座へ随時ご入金（ご返済）いただくことも可能です。ただし、随時ご入金（ご返済）いただきましても毎月のご返済（約定返済）をされたことにはなりませんので、次回の約定返済日に返済用貯金口座から約定返済額の引落しが行われます。

利息の計算方法	○毎日の最終残高について付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算とします。
担保	○不要です。
保証人	○当ＪＡが指定する保証機関（三重県農業信用基金協会または一般社団法人三重県農協信用保証センター）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
保証料	○ご本人の信用状況に応じ、年1.0%～年1.6%の範囲内となります。 ○約定返済日に当座貸越残高に組み入れさせていただきます。
手数料	○ＡＴＭ・ＣＤをご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合がございます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店（所）または金融部ローンセンター（電話：０５９－２２９－３５０３）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ金融部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 ・ 愛知県弁護士会紛争解決センター （電話：052-203-1777） ・ 民間総合調停センター（大阪府）※ ※ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。 詳しくは上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。
その他	○お申込みに際しては、当ＪＡおよび当ＪＡが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○その他ご不明の点がございましたら、当ＪＡの融資窓口までお問い合わせください。

ＪＡ津安芸